

業務委託契約に係る企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について(公告)

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和8年10月13日

香川県知事 池田 豊 人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 第21回統一地方選挙に係る臨時啓発委託業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和9年執行香川県議会議員選挙の投票日の翌日まで
- (3) 契約限度額 10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託業務の概要
別紙「第21回統一地方選挙に係る臨時啓発業務仕様書」のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者としします。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体は、委託業者の対象者とししないものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されており、A級に格付けされている者

3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 「応募意思表明書（別添様式1）」及び「応募事業者概要書（別添様式2）」を下記14の応募・照会先に持参又は郵送（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付をいう。以下同じ。）により提出してください（期間内必着）。

（受付期間）令和8年10月13日（火）から令和8年10月21日（水）まで（土・日曜日を除く。）

（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15

- (2) 応募意思表明書等を提出した者全員に対し、令和8年10月23日（金）までに応募資格の

確認結果を電子メールで通知します。

(3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

4 説明会

開催しません。

5 失格事由

提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合や、その他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき

6 質問の提出方法

(受付期間)

令和8年10月13日(火)から令和8年10月21日(水)17:15まで

(提出方法)

上記の受付期間、受付時間内に下記14の応募・照会先まで「質問書(別添様式3)」を電子メールにより提出してください。電子メールのタイトルは「臨時啓発業務の委託に関する質問」としてください。郵送、電話、来訪などによる質問は受け付けません。

7 質問の回答方法

令和8年10月26日(月)までに、質問要旨と併せて、応募資格に適合した者全員に電子メールで送付します。

なお、回答の際には、質問者名は公表しません。

8 企画提案書の提出

応募の受付期間終了後、応募資格要件に適合した者を対象として、下記のとおり「企画提案書(別紙を含む。)」、「概算見積書」及び「連絡責任者名簿」の提出を求めます。

(受付期間)

令和8年10月26日(月)から令和8年11月9日(月)まで(土・日曜日を除く。)

(受付時間)

8:30～12:00、13:00～17:15

(提出方法)

下記14の場所まで持参又は郵送により提出してください(期間内必着)。

(提出書類)

「第21回統一地方選挙に係る臨時啓発業務」にかかる下記(1)～(3)の書類を作成し、提出してください。

(1) 企画提案書

① 様式

- ・ 別添様式4に加え、その別紙としてA4判20ページ以内（様式任意。1枚の紙に両面印刷する場合は2ページとして扱います）で作成してください。図面等、記載内容がA4判ではわかりにくいものがある場合は、A3判での作成を可とします（提出にあたってはA4サイズに折り畳むこと）。その場合は、A3判1ページにつき、A4判2ページとして扱います。
- ・ 企画提案書は、審査基準（下記10（1））に記載する評価項目に沿って項目建て（評価項目名と同一の見出しを付けるなど）することとします。特に、「事業全体に係る企画内容（全体構想（コンセプト、支援体制、運営方法）、デザインの意図、選挙の公正な執行への配慮）」、仕様書において「実施を必須とする事業についての内容詳細」及び「任意で実施する事業」についての内容詳細の3つは明確に区分してください。

② 部数

- ・ 13部（正本1部・副本12部）

※ 副本は、企画提案書別紙（A4判20ページ以内）のみを提出してください。

※ 副本には応募者の商号、商標、所在地等応募者の特定につながる文字・記号等は一切記載しないでください。

(2) 概算見積書

① 様式

- ・ 様式は任意としますが、「別添参考様式」を参考として、一括計上ではなく、第三者による客観的な判断が可能な積み上げ方式により、必要となる経費について見積もってください。
- ・ 仕様書において「実施を必須とする事業」と「任意で実施する事業」は明確に区分してください。

② 部数

- ・ 13部（正本1部・副本12部）

※ 副本には応募者の商号、商標、所在地等応募者の特定につながる文字・記号等は一切記載しないでください。

(3) 連絡責任者名簿 1部

別添様式5を用いてください。

(留意事項)

- ① 概算見積書は、日本国通貨、かつ、消費税及び地方消費税込みの額で作成してください。
- ② 概算見積書は、仕様書に記載する委託業務を実施するために必要な全ての経費を含むものとします。
- ③ 企画提案書の内容は、できる限り詳しく記載してください。

9 選定方法

応募の受付期間終了後、企画提案書が仕様書の条件を満たしている提案者を対象に、第21回統一地方選挙に係る臨時啓発業務企画提案書審査会（以下「審査会」という。）において審査を行った上で、臨時啓発業務を担う候補者1者を選定します。

- (1) 審査に当たっては、企画提案書の内容に基づき提案者からのプレゼンテーションを行っていただきます。
- (2) 審査会は、令和8年11月17日(火)の実施を予定していますが、時間等詳細については、審査の対象となる提案者に対し連絡します。また、応募状況等により、審査会の日程が変更になった場合は、その都度お知らせします。
- (3) 審査会におけるプレゼンテーションは、受託した場合に臨時啓発事業の実務を中心となって担う者が行うこととします。また、審査会における提案者側の出席者は1社につき、2名までとします。
- (4) 審査委員には、あらかじめ提出される企画提案書及び概算見積書のみ配布します。会場でこれとは別に資料を配布することは認めません。

ただし、審査会場にモニタを設置しますので、その映像面に画像(動画を含む)を表示することは可とします。この場合、モニタ及びHDMIケーブルを除き、必要となる機器は全て提案者において持参してください。
- (5) プレゼンテーションでは、企画提案書の内容と異なる新たな提案はできません。
- (6) 応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類審査を行う場合があります。
- (7) 下記10の審査基準により、企画提案内容を総合的に審査し、最も得点が高い者(1者)を候補者として選定します。ただし、下限の点数を1者も満たさない場合には、候補者なしとします。

10 審査基準

審査は、下記(1)の各項目について下記(2)の評価基準による5段階評価とし、審査会において各委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とします。また、合計点の6割を下限の点数として設定します。

(1) 評価項目

(全体評価)

① コンセプト

- i 明確であるか、具体性があるか
- ii 支援体制及び運営方法は、提案する事業の実施が可能な内容となっているか

② デザイン

- iii 有権者の興味を引き、告知効果が高い構図になっているか【ウエイトあり】
- iv 理解しやすく、啓発効果がある内容か【ウエイトあり】

③ 選挙の公正な執行への影響

- v 特定の候補者に有利になる等選挙の公正な執行に悪影響を及ぼすおそれはないか【ウエイトあり】

(必須事業評価)

① 全世代への訴求力

- vi 広く有権者の関心を引く内容であり、投票行動に結びつくものとなっているか【ウエイトあり】

② 若年層への訴求力

- vii 若年層の情感に働きかけるような創意工夫が凝らされた内容となっているか
- viii 特に、若年層の選挙への意識を高め、投票行動を促す内容となっているか【ウエイトあり】

③ 県民の親近感・共感性

- ix 県民にとって身近に感じられる人物やキャラクターを起用するなど、県民が選挙を自分ごととして捉えやすくなる工夫がなされているか【ウエイトあり】
- x 啓発イベント事業について、県内で開催されるスポーツイベントや文化イベントを活用するなど、効率的かつ地域に根差した内容となっているか

(自由提案評価)

- xi (既存メニューへの上乗せ、独自事業の場合ともに) 事業量の点で、積極的な提案となっているか【ウエイトあり】
- xii 新有権者となる学生や子育て世代をメインターゲットとするなど、特に、若年層の選挙への意識を高め、投票行動を促す内容となっているか【ウエイトあり】

※ 上記 12 項目を各 5 点満点とし、【ウエイトあり】の項目については乗数×2 とし、各委員 100 点満点とする。

(2) 評価基準

大変優れている＝5 点、優れている＝4 点、普通＝3 点、
やや劣っている＝2 点、劣っている＝1 点

11 審査結果の通知

審査結果については、プレゼンテーションを行った提案者全員に、電子メールで通知します。審査結果に対する異議申立ては一切受け付けません。また、選定に至った経過、理由等の公表は行いません。

12 委託契約の締結

- (1) 今回の企画提案書の募集は、候補者の選定を目的とするものです。候補者の選定後、県は、候補者からの提案内容を盛り込んだ仕様書を作成の上、改めて、候補者に見積書の提出を依頼します。
- (2) 県は、候補者と予算の範囲内で委託契約を締結します。
- (3) 委託契約の締結に当たっては、仕様書の内容等を協議の上、契約事務を進めますので、今回提出した見積金額が契約金額とならない場合があります。

13 電子契約の可否

- (1) 可とします。

※ 電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要

があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。
- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

14 応募・照会先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県政策部自治振興課 総務・選挙グループ 担当者：坂下

TEL：087-832-3983

FAX：087-831-4358

E-mail：senkyoi@pref.kagawa.lg.jp

15 スケジュール

- 10月13日（火） 公告開始・応募意思表示書受付開始
質問の受付開始
- 10月21日（水） 公告終了・応募意思表示書受付締切
質問の受付締切
- 10月23日（金） 応募資格要件の確認結果通知
- 10月26日（月） 質問への回答
企画提案書提出受付開始
- 11月9日（月） 企画提案書受付締切
- 11月17日（火） 審査会（ヒアリング、プレゼンテーション実施）（予定）
- 11月24日（火） 企画提案書審査結果通知、見積書を徴収（予定）
- 11月30日（月） 契約締結（予定）

16 その他

- (1) 企画提案は、1応募者1提案に限ります。
- (2) 企画提案に要する経費は、各応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 提出された書類について、受領後の差替及び再提出は認めません。
- (5) 応募意思表示書を提出後に辞退する場合は、速やかに県まで御連絡いただくとともに、書面にて辞退の届出（任意様式）を行ってください。
- (6) 提出された書類は、本企画提案以外の目的で、提案者に無断で使用することはありませんが、県民等からの情報公開請求に応じて、提出書類を公開又は一部公開する場合があることを、あらかじめ御了承ください。
- (7) 上記に記載する日時については、全て日本標準時です。
- (8) 契約金額が200万円を超える契約を締結したときは、審査結果の概要及び契約者の名称等を県ホームページで公開します。